

小値賀町議会第三回臨時会は、平成十五年八月十八日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加

藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山

一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
治

輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	住 民 課 長	農 林 課 長	水 産 商 工 課 長	建 設 課 長	税 務 課 長	診 療 所 事 務 長	空 港 管 理 事 務 所 長	教 育 次 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	保 育 所 長
山 田 憲 道	三 浦 清 敏	神 川 充 也	巖 黒 泰 一	大 黒 泰 一	谷 良 一	中 谷 功 敏	筒 井 英 敏	中 村 敏 章	西 村 久 信	吉 元 勝 之	平 野 久 之	西 浩 三	福 田 等	松 永 一 誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長	升
議会議務局書記	松
	永
	清
	美
	司

五、議事日程

小値賀町議会第三回臨時会

平成十五年八月十八日（月曜日）

午前十時

開会

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 会期決定
- 第三 議案第四十五号 町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第四 議案第四十六号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第五 議案第四十七号 小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第四十八号 工事請負契約の締結について
（小値賀漁港漁村コミュニティ基盤整備工事（小値賀港ターミナル新築工事））
- 第七 議案第四十九号 財産の取得について

午前十時開会

議長（近藤一輝） ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十五年小値賀町議会第三回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、七番・岩坪義光議員、八番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第四十五号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（大黒泰三） 議案第四十五号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご

説明いたします。

総務課長

一般職に係る給与は、昨年十二月の定例議会におきまして人事院勧告に基づき、条例改正が行なわれております。

一方、特別職の給与につきましては、平成八年度に改定され、その後は改定されておりません。

今回、町長から三役給の給与引き下げのための諮問がありましたので、去る八月六日、特別職報酬等審議会に諮問し、その答申に基づき本案のとおり、町長・助役・収入役の給与を改正し、平成十五年九月一日から施行しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、現行の町長給料月額七十四万円を、四万円引き下げて七十万円に、助役給料月額五十九万円を、一万円引き下げて五十八万円に、収入役給料月額五十六万五千円を、八千円引き下げて五十五万七千円に改定するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 私は、提案の理由に対してはそう異議ありませんけれども、何故、この臨時議会にこれを提案したのかよく理由が解かりません。

臨時議会は、百二条の三項に言われるように、必要があるときに特定事件に限り、これを告示して事件を審議するために招集される議会であるはずであります。

そこで、これを九月の定例会に審議してもいい案件じゃなかったのかと、いうふうに私は思いますけれども、何故この臨時会に提案したのか、ご説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

審議会が八月六日に、審議会を行いました。まあ九月の議会でもよかったというふうには今おっしゃりますが、一ヶ月でも早く給料をですね、示したいということで臨時議会を出させていただきました。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） その気持ちも解からない訳ではありませんけれども、出来るか出来んかはちよつと私も勉強不足でよく分りませんが、八月に遡って云々ちゆうことは出来ないわけですか。

例えば、八月の六日審議会で答申があつたとちゆうことですけれども、九月の定例会に上げて、で、八月からちゆうふうに遡つてすることは私は可能であるというふうに理解しておりますけれども、その点は如何ですか。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十時	八分	―
―	再開	午前	十時	十七分	―

議長（近藤一輝） 再開します。

町長

町長（山田憲道） どうも申し訳ございません。

八月一日ということでごさいましたけれども、八月六日に審議会を行いました、臨時会に上げましたのは、一日でも早い私の決意を表明しなかったということ、ご理解をいただきたいと思ひます。

松永議員

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。三役です。

六番（松永勇治） この引下げによって年間での位の金額になりますか。

議長（近藤一輝） 総務課長 三役で、九十一万二千七百七十五円引下げになります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

議長（近藤一輝） 「質疑なし」と呼ぶ者あり

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

議長（近藤一輝） これで質疑を終わります。

議長（近藤一輝） これから討論を行います。

議長（近藤一輝） 討論はありませんか。

議長（近藤一輝） 「討論なし」と呼ぶ者あり

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十五号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十五号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第四十六号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第四十六号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

町長、助役、収入役に係る給料の改定に伴いまして、教育長の給料につきましても本案のとおり、給料月額五十六万五千円を、八千円引き下げ五十五万七千円に改定し、平成十五年九月一日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十六号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十六号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四十七号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(谷 良一) 議案第四十七号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

住民基本台帳ネットワークシステム第二次サービスが本年八月二十五日から始まり、希望する人は住民基本台帳カードの交付が受けられるようになりますので、カードの交付手数料、再交付手数料を定めるものでございます。

カードの交付を受けますと、全国どこの市区町村でも自分の住民票の写しが取れるようになりますし、現在、引越しの場合には住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で引越し先の市区町村に転入届を出しております。

たが、転出届を郵送で行うことにより、引越しの手続きで市区町村の窓口に行くのは転入時一回だけで済みます。

このカードは市区町村が発行するものですので、転出したら返さなければなりません。期間は十年で更新になります。また、カード発行一件当たり、千円の特別交付税の措置があります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十七号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十七号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第四十八号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本件について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長(筒井英敏) 議案四十八号について、ご説明申し上げます。

小値賀漁港漁村コミュニティ基盤整備工事(小値賀港ターミナル新築工事)については、平成十四年度に設計コンペにより設計を実施いたしておりましたが、去る八月十二日入札を行い、株式会社細川建設が落札し、入札記載金額に消費税を加算した金額二億二千三百二十五千円で契約いたしたく、地方自治法第九十六条第一項第五号、並びに小値賀町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

次に、本工事の概要をご説明いたします。

予め平面図等配布いたしておりますので、ご覧下さい。

本工事は、小値賀漁港新埋立地に建設し、建物は鉄筋コンクリート造り、屋根はステンレスフツ素樹脂焼付塗装葺で、建物七八六・七五平方メートル、フェリー通路二六・九五平方メートル、高速船通路四四・三四平方メートル、合計で八六八・〇四平方メートルでございます。

中の間取りについては、船会社用事務室三箇所・船会社用従業員休憩室・会議室・観光案内所・特産品販売所・喫茶室・倉庫・トイレ・仮眠室・待合所・島民生活物資置場となっております。

なお、本件にかかる工期は、二百十日を予定いたしております。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

一番(加山雅徳) この物件の供用開始は大体いつ位からでしょうか。

加山議員

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

県の方の予定にもよりますけども、まだ正確なことを聞いてませんけども、四月ではなくてひよっとしたら六月にずれ込む可能性はあるか、という話が内々にはあっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 提案理由の中で説明されたかとも思いますけれども、工期はありましたかね、お尋ねします。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） 二百十日を予定いたしております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） いつから起工するんですか。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） まだ契約をいたしておりませんので、契約日以降、今日か明日以降になろうかと思えます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十八号、工事請負契約の締結についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十八号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四十九号、財産の取得についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(大黒泰三) 議案第四十九号、財産の取得について、ご説明いたします。

本案は、消防ポンプ自動車を購入するもので、第七分団に配備するものでございます。

現在のポンプ車は、昭和六十二年に購入したもので十七年を経過しており、離島特有の塩害と老朽化により故障が多いため、国庫補助事業として今回更新し、消防力の強化を図るものでございます。

去る七月三十一日、四社による入札の結果、株式会社ツクモが一千四百二十万円で落札し、落札金額に消費税を加算した額一千四百九十一万円で契約を締結したので、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、本案をご提案申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

土川議員

二番(土川重佳) 今説明にありましたけど、これ相津ですかね、七分団はね……。

六十二年、ちよつと私もよう分らんとですけど、六十二年、十七年の経過が経っていると申しましたが、それ本当ですかね、今説明の中に……。

十七年の経過ですかね。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 六十二年からですから十七年経過しております。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘蔵） 入札によつてこの金額になったと思いますけども、元々の、この消防自動車ですね、定価と言うか、その辺の値段からどのくらい位の割引きでこの車を購入しているか分つていたら、よろしく願いします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） お答えします。

予算額からしましたら、九〇・三パーセント位の落札です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 購入価格が一千四百九十一万円ということございまして、財源内訳を見ますと、国庫補助金と起債合わせて一千五百四十四万円になります。特定財源にこの入札価格ですよ、変動が出てきますでしょうか。

特定財源がですね、二つ合わせまして一千五百四十四万円ですね、国庫補助金と起債ですね、そうすると、購入価格が一千四百九十一万円でございます。その観点から特定財源が変わるのかと、いうことです。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

補助金に対しては基準がありますので変わりありませんけど、起債についてが、その下がりますので、そういうことではないかと。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十九号、財産の取得についてを採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四十九号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これで、平成十五年小値賀町議会第三回臨時会を閉会します。

― 午前 十時 四十二分 閉会 ―